

地方独立行政法人大阪産業技術研究所公告

令和3年度から令和9年度までにおける地方独立行政法人大阪産業技術研究所の電話交換機システム賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和3年6月28日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
理事長 小林 哲彦

1 入札に付する事項

- (1) 入札案件名
電話交換機システム賃貸借契約
- (2) 契約期間
令和4年1月1日から令和9年12月31日まで（72ヶ月）
- (3) 履行場所
地方独立行政法人大阪産業技術研究所の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立

てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 電話交換機の賃貸借について締結した契約を、令和元年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。
- (7) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。（最寄りの事業所からの移動時間が概ね2時間以内であること）
- (8) 借入物品に係る仕様適合証明書を提出し、かつ当該物品を納入することができることを証明した者であること。
- (9) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (10) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (11) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (12) 令和元・2・3年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「その他事務用品（種目コードNo161）」又は「その他賃借（種目コードNo165）」に登録をされている者であること。
なお、その登録をされていない者であつて、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

TEL 06-6944-6644

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 申請の方法

詳細は、大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格確認手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

令和3年6月28日（月）から令和3年7月12日（月）まで

イ 交付方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所のホームページからダウンロードにより交付する。

(2) 入札参加資格申請書類の提出

ア 提出期間

令和3年6月28日（月）から令和3年7月12日（月）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所

大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所総務管理部財務・契約グループ（電話：0725-51-2503）

ウ 提出方法

提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和3年7月20日（火）に入札参加資格確認結果を電子メールにより通知する。

4 入札手続

(1) 入札執行日時

令和3年7月30日（金）午後4時00分

(2) 入札執行場所

大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所4階談話室1

(3) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人含む。）が持参するものとし、郵送は認めない。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第9条の規定に該当する場合は免除とする。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第11条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 誓約書の提出

地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に定める暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

落札者は、契約を締結するまでに、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程第32条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、法人が示す条件に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。